

## 日本語教師の資格の仕組みイメージ(案)議論のためのたたき台

大学の日本語教師養成課程  
(主専攻・副専攻)

修了  
卒業

民間教育機関等の420単  
位時間  
日本語教師養成  
研修

修了

日本語教師の教育能力等  
を評価する試験

※受験資格

※養成課程や研修の修了前に受検することも可とする  
※大学の養成課程及び420単位時間養成研修の修了者及び修了見込み者は試験の一部を免除

合格  
・  
登録

合格

学士の学位  
(又は実務経験〇〇時間)

登録

合格

教育実習  
(又は実務経験〇〇時間)

その他の要件  
(又は実務経験〇〇時間)

登録

指定登録機関から資格証明書発行  
(更新期間:〇年)

## 現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件

### 大学の日本語教師養成課程 修了

- ①大学又は大学院で日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し卒業又は修了
- ②大学又は大学院で日本語教育に関する科目を26単位以上修得し卒業又は修了

A

### 民間教育機関等の420単位時間日本語教師養成研修修了

※文化庁への届出が受理された機関・団体によるもの

+

学士の学位

B

### 日本語教育能力検定試験合格

※実施団体：  
公益財団法人 日本国際教育支援協会

C

### 左記A～Cと同等以上の能力があると認められる者

- ①海外の大学又は大学院で日本語教育に関する課程を卒業等した者
- ②告示校の教員として1年以上従事したことがあり、3年を超えて職を離れない者
- ③学士の学位を有し、大学又は大学院で26単位以上の養成コースを履修し、26単位以上習得した者

D

法務省告示の日本語教育機関において教員となることができる